

## 森林づくり活動支援事業補助金交付要綱

平成18年5月29日  
環境森林部環境森林課  
最終改正 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 県は、県民の知恵と行動力を生かした県民参加の森林づくりを推進するため、予算で定めるところにより、県民で組織された森林ボランティア団体等(以下、「団体等」という。)に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第3号の書類については、納税義務の発生しない任意団体等にあつては、これを省略することができる。

- (1) 誓約書(暴力団又は暴力団関係者に該当しないことの誓約)(別記様式第3号)
- (2) 位置図
- (3) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (4) 法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)

3 規則第3条ただし書の規定により、同条第3号の書類は、省略する。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする団体等は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない団体等に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- (3) 申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
  - ② 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書きの規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各事業区分の事業費の30%以内の増減
- (2) 活動内容の変更以外の変更(ただし、活動場所の変更は同一市町村内に限る。)

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、概算払により交付する。

(事業完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業完了届(別記様式第5号)に、着工前写真及び完成写真を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式6号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数はそれぞれ2部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、出先機関の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行し、平成18年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行し、平成28年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 16 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 23 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る森林づくり活動支援事業補助金から適用する。

別表（第 2 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助額等
講習会開催	講師謝礼、講師旅費、会場借上料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	補助額は 1 団体につき 60 万円を上限として次の区分に応じて定める計算式によって得られた額以内とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。  ① 本事業による助成が初回または 2 回目となる団体 補助対象経費のうち 40 万円まで+（補助対象経費のうち 40 万円を超える額×1／2）  ② 本事業による助成が 3 回目以上となる団体 補助対象経費のうち 30 万円まで+（補助対象経費のうち 30 万円を超える額×1／2）
共用資機材整備	作業器具購入費（団体等で共有するもの）、修繕料	
森林づくり活動	指導者謝礼、指導者旅費、苗木代、資材費、ボランティア保険料、安全対策費、運搬車等借用料、燃料費、会場借上料、会場設営費、看板設置代	
参加者募集・広報	印刷製本費、通信運搬費、広告料、消耗品費	

別記

様式第1号（第3条、第10条関係）

年度 森林づくり活動支援事業計画（実績）書

1 森林づくり団体等の名称

2 事業の内容及び経費

(1) 総括表

事業区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	

(2) 活動概要

活動時期	活動場所及び参加者数	活動内容

年度 森林づくり活動支援事業収支予算（決算）書

団体名 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
合 計			



特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

西白杵支庁長  
各農林振興局長 殿

所在地（住所）  
法人名（屋号）  
代表者氏名

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。  
→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。  
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

西白杵支庁長  
各農林振興局長 殿

団 体 等 名

団体等代表者名

## 事 業 完 了 届

年度 森林づくり活動支援事業が完了しましたので届け出ます。

実 施 箇 所	
事 業 内 容	
事 業 費	円
事 業 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

(添付書類) 写真等、活動内容がわかる資料を添付すること。



年 月 日

西白杵支庁長  
各農林振興局長 殿

住所

氏名  
(団体等にあつては名称及び代表者の氏名)

### 年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあつた森林づくり活動支援事業費補助金について森林づくり活動支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の<br>確定額<br>( 年 月 日付け第 号による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額                                 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係<br>る消費税等相当額                     | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |